



うきは市協働のまちづくり基本条例(素案)を公表します！

10月1日付けで、うきは市協働のまちづくり基本条例(素案)の全文を紹介するチラシを、各世帯に配布しています。

この素案は、うきは市を市民の皆さんにとってより住みやすいまちにするために「まちづくり基本条例策定委員会」で作成してきたものです。

是非、チラシをご覧ください、ご意見・ご感想などをお寄せください。この条例は、市民の皆さんが関心を持ち、意見を出し合って初めて完成するものだと考えています。



復習

まちづくり基本条例ってなに？ なぜ必要？

なぜ必要？

少子高齢化や情報化の進展に伴い、住民の価値観やニーズは多様化しています。これに対応するためには、地域のことは地域で考え、地域で決定するという住民本位の行政システムへの転換が必要であり、現在地方分権が進められています。

こうした地方分権の趣旨に沿った自治を推進し、自律した地域社会を実現するために、独自のルールが必要とされています。

自治ってどういうこと？

自分たちのことを自分たちで処理すること、自分たちの課題や希望を、自分たちで解決し、かなえていくことです。

なぜ条例にするの？

条例は、住民・議会・市長(行政)が目的を共有したうえで、その実現のために、それぞれの果たすべき役割を団体の最高意思として定めます。「自治」を皆が守り、永く育てていけるものとするためには、「条例」として定めるのが最もふさわしいといえます。

委員会のホームページを開設しました。まちづくり基本条例に関する詳しい内容は、こちらをご覧ください。

(ホームページアドレス)

<http://refresh-pc.com/~jyourei/>

■問合せ 市役所企画課 TEL 75-3111(291)

まちづくり基本条例(自治条例) について学ぼう！

うきはんもんのまちづくり フォーラム開催

まちづくり基本条例にもっと興味をもってもらえるよう、そして一緒にうきは市のまちづくりを考えていただくために、下記のとおりフォーラムを開催します。ご近所、お友達お誘いの上、ふるってご参加ください。

◇日時 10月16日(月)

午後7時30分～

◇場所 うきは市文化会館

◇内容

【第1部】基調講演

「まちの憲法で未来を創る」

講師 木佐茂男氏

(九州大学大学院

法学研究院教授)

【第2部】「うきは市協働のまちづくり基本条例(素案)」の紹介

まちづくり基本条例策定委員会のメンバーが、寸劇を交えて、やさしく、わかりやすく説明します。

